

電動キックボードの **交通ルール** が一部変更になります

令和5年7月1日から

一定の基準に該当する電動キックボードが

『特定小型原動機付自転車』

として定められました。



車体の大きさ	長さ 190cm以下 幅 60cm以下
車体の大きさ	定格出力が、 0.6kw以下 の電動機を用いること
最高速度	構造上の 最高速度が20km/h以下 であること
	(最高速度の変更ができるものは、走行中に変更 ができないこと。)
仕組み	AT機構であること
最高速度	灯火が緑色で、点滅するものが備えられていること
	※特例特定小型原動機付自転車の場合は、最高 速度表示灯を点滅させることが必須
その他	自賠償保険（共済）の加入義務
	ナンバープレートの取得と取付義務
運転者の遵守事項	16歳以上 であること（免許不要）
	ヘルメットの着用は努力義務
	通行は 車道が原則 （自転車道、普通自転車通行帯の通行可）

※ルールを理解して安全に利用しましょう！



熊野地区交通安全協会

